

議案第 10 号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、医療の高度化や被保険者の高齢化による医療費の増加に対応し、将来にわたって安定した国民健康保険の運営をしていくため、税率等を改正することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の10」を「100分の8」に改める。

第7条中「100分の1.93」を「100分の2」に改める。

第10条第1号中「9,300円」を「9,900円」に改め、同条第2号中「4,650円」を「4,950円」に改め、同条第3号中「6,975円」を「7,425円」に改める。

第11条中「100分の1.73」を「100分の1.78」に改める。

第14条中「5,700円」を「6,000円」に改める。

第26条第1号エ(ア)中「6,510円」を「6,930円」に改め、同号エ(イ)中「3,255円」を「3,465円」に改め、同号エ(ウ)中「4,883円」を「5,198円」に改め、同号カ中「3,990円」を「4,200円」に改め、同条第2号エ(ア)中「4,650円」を「4,950円」に改め、同号エ(イ)中「2,325円」を「2,475円」に改め、同号エ(ウ)中「3,488円」を「3,713円」に改め、同号カ中「2,850円」を「3,000円」に改め、同条第3号エ(ア)中「1,860円」を「1,980円」に改め、同号エ(イ)中「930円」を「990円」に改め、同号エ(ウ)中「1,395円」を「1,485円」に改め、同号カ中「1,140円」を「1,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大口町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(国民健康保険の被保険者に係る資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の8</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第10条 略 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯1世帯について<u>9,900円</u> (2) 特定世帯 1世帯について<u>4,950円</u> (3) 特定継続世帯 1世帯について<u>7,425円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.78</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,000円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第26条 略 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第7	(国民健康保険の被保険者に係る資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の10</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.93</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第10条 略 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯1世帯について<u>9,300円</u> (2) 特定世帯 1世帯について<u>4,650円</u> (3) 特定継続世帯 1世帯について<u>6,975円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.73</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,700円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第26条 略 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第7

新	旧
03条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア～ウ 略 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>6, 930円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>3, 465円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>5, 198円</u> オ 略 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>4, 200円</u>	03条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア～ウ 略 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>6, 510円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>3, 255円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>4, 883円</u> オ 略 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>3, 990円</u>

新	旧
(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～ウ 略 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>4,950円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>2,475円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3,713円</u> オ 略 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>3,000円</u> (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）	(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～ウ 略 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>4,650円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>2,325円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3,488円</u> オ 略 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>2,850円</u> (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

新	旧
ア～ウ 略 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>1, 980円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について <u>990円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>1, 485円</u> オ 略 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1, 200円</u>	ア～ウ 略 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>1, 860円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について <u>930円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>1, 395円</u> オ 略 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1, 140円</u>

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

国民健康保険制度は、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険の運営の中心的な役割を担い、市町村が資格管理や保険給付、保険税率の決定、課税・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を担う仕組みに変わりました。

新たな仕組みでは、県内で保険税の負担を公平に支え合うため、愛知県が市町村の医療費水準や所得水準に応じた国民健康保険事業費納付金の額を決定し、各市町村は、愛知県に国民健康保険事業費納付金を納付するため、愛知県の示す標準保険税率等を参考に保険税率を定め、保険税を課税・徴収します。

大口町は、医療費水準、所得水準のいずれも高く推移しているため、国民健康保険事業費納付金が高く算定されること、平成24年度以降、保険税率を見直すことなく据え置いてきた影響で、保険税収のみでは財源が不足する状況にあったことから、平成30年度以降、国民健康保険財政調整基金及び法定外一般会計繰入金を活用することで、できる限り被保険者の負担増を抑えながら、保険税率を段階的に改定し、現在に至っています。

また、大口町では、こうした保険税率の適正化を進めるなかで、国民健康保険税の課税方式についての見直しを進めています。愛知県は、標準保険税率を算定する際に示す、標準的な国民健康保険税の算定方式を3方式（所得割、均等割、平等割）と定めたことから、大口町において、4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）を採用している国民健康保険税の課税方式を3方式とするよう、大口町国民健康保険運営協議会の承認のもと、平成30年度に後期高齢者支援金分及び介護納付金分の資産割を廃止し、残る医療分については、令和3年度から段階的な見直しを行う方針をたてました。

今般、この方針に即し、被保険者を取り巻く状況や、被保険者の負担増に十分留意した上で、必要な税率等の改正を行うものです。

2 改正の概要

○国民健康保険税率等の見直し

(1) 基礎課税額（医療分）に関する改正

	改 正 前	改 正 後	改正条項
所得割	4. 9 7 %	4. 9 7 %	改正なし
資産割	1 0. 0 0 %	8. 0 0 %	第 4 条
均等割	2 7, 6 0 0 円	2 7, 6 0 0 円	改正なし
平等割	2 1, 6 0 0 円	2 1, 6 0 0 円	
特定世帯	1 0, 8 0 0 円	1 0, 8 0 0 円	
特定継続世帯	1 6, 2 0 0 円	1 6, 2 0 0 円	

(2) 後期高齢者支援金等課税額に関する改正

	改 正 前	改 正 後	改正条項
所得割	1. 9 3 %	2. 0 0 %	第 7 条
均等割	7, 2 0 0 円	7, 2 0 0 円	改正なし
平等割	9, 3 0 0 円	9, 9 0 0 円	第 1 0 条
特定世帯	4, 6 5 0 円	4, 9 5 0 円	
特定継続世帯	6, 9 7 5 円	7, 4 2 5 円	

(3) 介護納付金課税額に関する改正

	改 正 前	改 正 後	改正条項
所得割	1. 7 3 %	1. 7 8 %	第 1 1 条
均等割	1 1, 1 0 0 円	1 1, 1 0 0 円	改正なし
平等割	5, 7 0 0 円	6, 0 0 0 円	第 1 4 条

(4) 国民健康保険税の減額に関する改正（第 2 6 条関係）

ア 7 割軽減

	改 正 前	改 正 後	改正条項
医療分均等割	1 9, 3 2 0 円	1 9, 3 2 0 円	改正なし

医療分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	15,120円	15,120円	改正なし
医療分平等割（特定世帯）	7,560円	7,560円	
医療分平等割（特定継続世帯）	11,340円	11,340円	
後期高齢者支援金分均等割	5,040円	5,040円	
後期高齢者支援金分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	6,510円	6,930円	第1号エ(ア)
後期高齢者支援金分平等割（特定世帯）	3,255円	3,465円	第1号エ(イ)
後期高齢者支援金分平等割（特定継続世帯）	4,883円	5,198円	第1号エ(ウ)
介護納付金分均等割	7,770円	7,770円	改正なし
介護納付金分平等割	3,990円	4,200円	第1号カ

イ 5割軽減

	改正前	改正後	改正条項
医療分均等割額	13,800円	13,800円	改正なし
医療分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	10,800円	10,800円	
医療分平等割（特定世帯）	5,400円	5,400円	
医療分平等割（特定継続世帯）	8,100円	8,100円	
後期高齢者支援金分均等割	3,600円	3,600円	
後期高齢者支援金分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	4,650円	4,950円	第2号エ(ア)
後期高齢者支援金分平等割（特定世帯）	2,325円	2,475円	第2号エ(イ)
後期高齢者支援金分平等割（特定継続世帯）	3,488円	3,713円	第2号エ(ウ)
介護納付金分均等割	5,550円	5,550円	改正なし
介護納付金分平等割	2,850円	3,000円	第2号カ

ウ 2割軽減

	改 正 前	改 正 後	改正条項
医療分均等割額	5, 5 2 0 円	5, 5 2 0 円	改正なし
医療分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	4, 3 2 0 円	4, 3 2 0 円	
医療分平等割（特定世帯）	2, 1 6 0 円	2, 1 6 0 円	
医療分平等割（特定継続世帯）	3, 2 4 0 円	3, 2 4 0 円	
後期高齢者支援金分均等割	1, 4 4 0 円	1, 4 4 0 円	
後期高齢者支援金分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	1, 8 6 0 円	1, 9 8 0 円	第3号エ(ア)
後期高齢者支援金分平等割（特定世帯）	9 3 0 円	9 9 0 円	第3号エ(イ)
後期高齢者支援金分平等割（特定継続世帯）	1, 3 9 5 円	1, 4 8 5 円	第3号エ(ウ)
介護納付金分均等割	2, 2 2 0 円	2, 2 2 0 円	改正なし
介護納付金分平等割	1, 1 4 0 円	1, 2 0 0 円	第2号カ

3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。